

広島県告示第六百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
	医療法人社団 清流会	廿日市新宮 二丁目一番一 五号	医療法人社団 清流会訪問看 護ステーション えいわ	廿日市新宮 二丁目一番一 五号	介護予防訪 問看護		平成二四 年六月三 〇日